**平成２１年（フ）第１６８号**
神奈川県横須賀市二葉２丁目16番６号
債務者　小川　英治
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第１８３号**
神奈川県横須賀市大矢部３丁目49番４号
債務者　刈谷　　豪
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第１９８号**
神奈川県横須賀市久里浜２－８－12　いづみ荘Ａ101明神繁秋方、住民票上の住所神奈川県横須賀市鴨居１丁目44番11号
債務者　明神登美子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第２０２号**
神奈川県横須賀市二葉１丁目23番Ａ－304号
債務者　具志堅幸子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第３８７号**
青森市けやき２丁目７番Ｂ－1105号
債務者　石川　里美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４３９号**
青森県上北郡東北町旭北１丁目738番地２
新山アパート８号
債務者　沼邉　　徹
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３２９号**
静岡県沼津市下香貫汐入2167番地　ファンタジー館105号、前住所静岡県伊東市吉田460番地
債務者　北村　福由
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第３３０号**
静岡県沼津市下香貫汐入2167番地　ファンタジー館105号、前住所静岡県伊東市吉田460番地
債務者　北村ひとみ
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第３４７号**
愛知県犬山市大字羽黒字小安108番地１　３棟401
債務者　山下　佳子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第４８３８号**
大阪府高槻市山手町１丁目８番５号
債務者　浦井　保榮
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５２０１号**
大阪市東成区東小橋１丁目18番28―102号
債務者　松原美智江
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５４７１号**
大阪府東大阪市日下町２丁目１番２号　川上マンション南棟201号室
債務者　浦　　正見
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５７１５号**
大阪市西成区千本南１丁目20番17号　シティーハイツ玉出406
債務者　荻堂　純一
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５７９３号**
大阪市東成区中本５丁目12番41―1409号
債務者　赤松　美和
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６１２０号**
大阪市東住吉区田辺３丁目４番17―108
債務者　羽田　章一
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６１２１号**
大阪市東住吉区田辺３丁目４番17―108号
債務者　羽田　智子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６３４０号**
京都府八幡市八幡月夜田59番地の７
債務者　竹藤　尚子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部